

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、近年の出生率の低下などにより、急速な少子化が進行しており、平成24年1月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によると、現在の傾向が続けば、平成60年には日本の総人口が1億人を下回り、平成72年には1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以上の48万人になると推計されています。

このような中、国では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、これまで次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかしながら、現在の子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、近年の家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化によって、子育てに対する不安や孤立感が広がっている一方で、女性の社会参加による就労増加や就労形態の変化などにより、増え続ける保育ニーズなどにどのように対応していくかが課題となっています。

このような現状や課題に対応し、子どもと保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

「子ども・子育て関連3法」に基づいて、平成27年度から施行される「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざしています。そして、これらの目的を達成するため、各市町村が実施主体となって、子育て家庭のニーズを把握した上で、5年間を計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に給付や事業等を行っていくことが求められています。

また、平成27年3月までの時限立法とされていた「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長され、これまでの次世代育成支援対策の取り組みを引き続き継続して推進していくこともあわせて求められています。

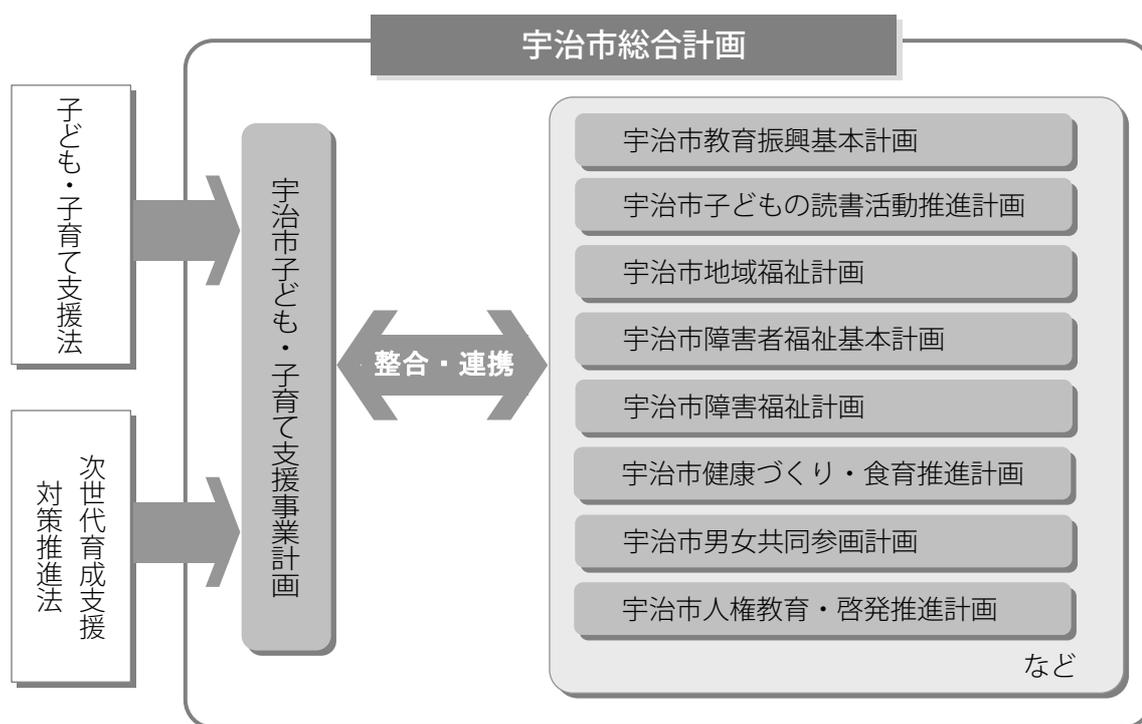
一方、本市では、平成12年に宇治市総合計画の部門別計画として「ジャンケンポンともの輪ひろがる夢プラン～宇治市児童育成計画～」、平成17年3月には国の「次世代育成支援対策推進法」に定められた「宇治市次世代育成支援対策行動計画」の策定を行い、各種子育て支援施策を展開してきましたが、引き続き地域で安心して子育てができる環境づくりを進めていくとともに、家庭・地域・事業所・行政が連携しつつ、地域資源を活かした、総合的な子育て支援を推進していく必要があります。

本市では、以上の背景をふまえ、「宇治市児童育成計画」「宇治市次世代育成支援対策行動計画」の理念や方向性を引き継ぐとともに、母子保健分野に関する内容も含んだ「子ども・子育て支援法」に基づく「宇治市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定するものとします。

2 計画の位置づけ

- この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけるとともに、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として策定します。
- この計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳に達するまでの子どもとします。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。
- この計画は、「宇治市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけるとともに、「宇治市教育振興基本計画」「宇治市障害福祉計画」「宇治市健康づくり・食育推進計画」などの諸計画との整合及び連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。また、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

【 計画の位置づけ 】



3 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 新たな制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）の目的は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざして、次の3つを掲げています。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

(2) 「子ども・子育て関連3法」

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部改正法
3. 関係法律の整備法（児童福祉法等の関係法律を整備）

(3) 新制度の主な内容

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業を通じた給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合も共通の仕組みとなります。幼稚園と保育所の機能を併せもつ認定こども園の普及のため、認可・指導監督の一本化などの制度の改善が図られます。

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

市町村は、制度の実施主体として、地域のニーズをふまえた上で「子ども・子育て支援事業計画」を定め、認定こども園や保育所、地域型保育事業を計画的に整備することとされています。また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、保育士・教員などの人材確保、職員の処遇や配置の改善などが図られます。

地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に対する様々なニーズに応えるために、育成学級（放課後児童クラブ）、保育所等一時預かり、地域子育て支援拠点事業などのサービスの拡充が図られます。

4 計画策定の経過（策定体制）

(1) ニーズ調査の実施

計画の策定にあたって、子育て中の保護者の意見やニーズを把握するため、市内在住の就学前児童及び小学生（0～11歳）がいる世帯から無作為に抽出した3,000世帯（就学前児童・小学生 各1,500世帯）を対象として「宇治市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

(2) 「宇治市子ども・子育て会議」の開催

この計画へ、地域の子育てに関するニーズを反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を、地域の子ども及び子育て家庭の実情をふまえて実施するため、子どもの保護者や関係団体、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者などのほか、市民公募による委員も含めた幅広い関係者で構成する「宇治市子ども・子育て会議」を開催し、計画の策定などについて審議しました。

5 計画期間と進行管理

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成27年度から5年を1期とした「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

なお、計画に基づく取り組みや施策を推進するため、毎年度「宇治市子ども・子育て会議」において計画の進捗状況の管理・評価を行うこととし、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年度（平成29年度）において計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。